

社会福祉法人 奄美同仁会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 奄美同仁会(以下「法人」という。)の役員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、及び評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員等の報酬)

第3条 役員等が、以下の業務に従事したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 役員等が、理事会、評議員会及び監事監査に出席したとき

3 役員等が理事長の命を受けて、法人及び事業所(法人が設置運営する事業所をいう。)の運営業務に従事したとき

4 監事が、法人及び事業所の指導監査への立ち合い及び運営状況の指導若しくは監査の業務に従事したとき

(出張旅費)

第4条 役員等が法人の業務のため出張する場合は、法人の旅費規程に基づき旅費等を支給する。

(重複支給の防止)

第5条 役員等が法人内で、同一日に開催される会議等に重複して出席した場合に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 役員等が、理事会及び評議員会等に出席し、当該開催日当日に業務運営に従事したときの重複した報酬及び実費弁償費は、支給しない。

3 法人及び事業所の職員を兼務する役員等が勤務時間内に理事会、評議員会等に出席したときはこの規程を適用しない。

別表1(第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	日額 12,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は 1km につき37円
理 事	日額 10,000円	
監 事	日額 10,000円	
評議員	日額 10,000円	

定款第8条及び第21条にもとづき一人当たり各年度の総額が10万円を超えない範囲で支給する

付 則

この規程は、平成29年7月1日より適用する。

この規程は、平成30年6月21日より適用する。